

マイホームに関する様々な支援制度がスタートしました

新冠町では、この4月から住宅リフォーム助成金交付制度など住宅に関する様々な制度がスタートしました。これらの制度は、これまであった支援制度も含め、条件を満たしていればそれぞれの制度を併用して利用することができます。

住宅に関する制度で併用できる制度の種類、併用の例などをご紹介しますので、制度を利用する際の参考にして下さい。

【利用できる制度の概要】

①福祉関連の住宅改修支援制度

(a)介護保険法に基づく助成

要支援1以上の方がいる世帯が対象で、居住している住宅の浴室やトイレの改修、手すりの設置など（バリアフリー化）を行う場合、最高18万円の助成が受けられる制度です。

(b)新冠町住宅改修費給付事業

下肢、体幹などの障害で歩行が困難な障害等級3級以上の方がいる世帯が対象で、居住している住宅の浴室やトイレの改修、てすりの設置など（バリアフリー化）を行う場合、最高20万円の助成が受けられる制度です。

(c)新冠町社会福祉振興補助金

上記(a)(b)に該当する住宅改修事業が大規模な工事と認められる場合に、(a)と(b)の助成額と合わせて最高100万円まで助成が受けられる制度です。ただし、(a)の助成を受けてこの補助金を利用できる方は、要介護2以上の方がいる世帯となります。

②住宅リフォーム助成金交付制度（制度の適用期間：平成24年度～平成28年度）

平成24年度より新たにスタートする制度です。新築後15年を経過していることを条件（一部例外があります）に、町内業者に発注して住宅の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事などのリフォームを行う場合、最高100万円まで助成が受けられる制度です。（10万円以上の助成対象工事費に対して2分の1を補助。上限額100万円）

③定住・移住促進制度（制度の適用期間：平成24年度～平成28年度）

平成24年度より、平成23年度まで実施していた制度の内容を一部変更して、2期目としてスタートする制度です。町内に住宅を建設し、居住する場合に最高40万円が交付される定住・移住促進住宅建設奨励金、町内に住宅を取得し、そこへ引越すための費用を助成する（町内移動の場合は5万円）定住・移住促進引越助成金など、定住・移住を促進させるための5種類からなる制度です。

④新エネルギー・省エネルギー導入促進制度（制度の適用期間：平成24年度～平成28年度）

平成24年度より新たにスタートする制度です。住宅に太陽光発電システムや省エネ型の給湯暖房機など環境配慮型の住宅設備機器を設置する場合や住宅用のLED電球・LED照明器具を設置する場合に、その設置・購入費用の一部を助成する制度です。

※②から④の制度については、広報にいかっぷ4月号及び別添のチラシもご覧ください。

【利用できる制度一覧】

それぞれの支援制度で該当となれば併用できるパターンを表にしています。

例えばバリアフリー化の住宅リフォームを行う場合、支援対象の要件を満たしていれば、①福祉制度による住宅改修支援制度、②住宅リフォーム助成金交付制度を同時に利用し、助成金・補助金を受けることができます。③さらにそのリフォーム工事を中古住宅を取得して実施し、工事終了後その住宅に引越すのであれば（工事前に引越してリフォーム工事を実施しても可）定住・移住促進制度を利用し助成金を受けることができ、そのリフォーム工事と併せて環境配慮型の住宅設備機器やLED照明器具を設置すれば、新エネルギー・省エネルギー導入促進制度も利用し、補助金が受けられるというものです。

区 分 (区分の①から③が制度を併用できるパターンです。 ◎又は○がついている制度がその区分で利用できる 制度になります。)		①バリアフリー化 の住宅リフォーム	②省エネ改修工事、 耐震改修工事を行 う住宅リフォーム	③住宅を新築（建 売住宅含む）
福祉制度による住宅改修支援制度		◎		
住宅リフォーム助成金交付制度		○	○	
定住・移住促進制度		中古住宅取得時	中古住宅取得時	
		◎	◎	◎
新エネルギー・省エネルギー 導入促進制度	住宅設備機器	◎	◎	◎
	LED照明	○	○	○

◎は町内・町外業者どちらでも補助対象
○は町内業者のみ補助対象

【該当となる事例】

①世帯員に要介護2及び障害1級の認定を受けた方がいる世帯で

(1) 玄関の間口拡充やトイレの改修など住宅をバリアフリー化するためにリフォームする場合 (工事費300万円)

○利用できる制度

福祉関連の支援制度 + 住宅リフォーム助成金交付制度

○助成金

(町内業者に発注した場合) (助成金合計額)

100万円 + 100万円 = 200万円

(町外業者に発注した場合)

100万円 (町外業者は対象外) = 100万円

(2) 町内の中古住宅を取得し、その住宅を(1)のリフォーム工事をして町内から引越す場合 (引越してからリフォーム工事を実施しても可) (工事費300万円 町内業者に発注)

○利用できる制度

福祉関連の支援制度 + 住宅リフォーム助成金交付制度 + 定住・移住促進制度

○助成金

100万円 + 100万円 + 5万円 = 205万円 (ア)

(裏面へ続く)

(表面からの続き)

(さらにリフォーム時に 10 万円の L E D 照明器具を設置した場合)

○利用できる制度

新エネルギー・省エネルギー導入促進制度

(L E D 照明器具の購入場合、 購入費用の 1/2 を助成 (上限額 5 万円))

○助成金 (新エネ・省エネ制度) (全ての助成金額の合計)

$$\begin{array}{rcl} \boxed{205 \text{ 万円}} & + & 5 \text{ 万円} \\ \text{(ア)} & & \end{array} = \boxed{210 \text{ 万円}}$$

②町内に在住の世帯で、町内の中古住宅を取得し、窓や床の断熱改修工事のリフォームを行い、引越する場合 (工事費 200 万円 町内業者に発注)

(1) リフォームの工事が全て助成対象の場合

○利用できる制度

住宅リフォーム助成金交付制度 + 定住・移住促進制度

○助成金 (助成金合計額)

$$100 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} = \boxed{105 \text{ 万円}}$$

(イ)

(さらにリフォーム時に 60 万円のエコキュートを設置した場合)

○利用できる制度

新エネルギー・省エネルギー導入促進制度

(エコキュートの場合、 設置・購入費用の 1/10 を助成 (上限額 6 万円))

○助成金 (新エネ・省エネ制度) (全ての助成金額の合計)

$$\boxed{105 \text{ 万円}} + 6 \text{ 万円} = \boxed{111 \text{ 万円}}$$

(イ)

(2) リフォーム工事のうち 100 万円が助成対象となる工事の費用だった場合

○利用できる制度

住宅リフォーム助成金交付制度 + 定住・移住促進制度

○助成金 (助成金合計額)

$$50 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} = \boxed{55 \text{ 万円}}$$

(ウ)

(さらにリフォーム時に 60 万円のエコキュートを設置した場合)

○利用できる制度

新エネルギー・省エネルギー導入促進制度

(エコキュートの場合、 設置・購入費用の 1/10 を助成 (上限額 6 万円))

○助成金 (新エネ・省エネ制度) (全ての助成金額の合計)

$$\boxed{55 \text{ 万円}} + 6 \text{ 万円} = \boxed{61 \text{ 万円}}$$

(ウ)

③町内に在住の世帯で、町内に太陽光発電システム (5 k w) 付きの住宅を新築し、引越する場合 (町内業者に発注)

○利用できる制度

定住・移住促進制度 + 新エネルギー・省エネルギー導入促進制度

○助成金 (助成金合計額)

$$\begin{array}{rcl} 45 \text{ 万円} & + & 24 \text{ 万円} \\ \text{(住宅建設奨励金 40 万円)} & & \text{(太陽光発電システム)} \\ \text{(引越助成金 5 万円)} & & \text{(5 k w} \times \text{4 万 8 千円} = \text{24 万円)} \end{array} = 69 \text{ 万円}$$

○助成金 (町外業者に発注した場合)

$$15 \text{ 万円} + 24 \text{ 万円} = 39 \text{ 万円}$$

※さらに定住・移住促進制度では、中学生以下の子供がいる場合、住宅取得後最大 5 年間、固定資産税相当額を子供の数に応じて支援する住宅建設支援金、町内業者に住宅建設を発注し、銀行等から資金の融資を受けた場合、借入資金の利子を補給する住宅建設資金利子補給、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金の額を増額する特例措置など各種支援制度を受けられる場合があります。

※ここに掲載している事例は、代表的な事例です。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

【利用できる回数】

それぞれの支援制度で利用できる (申請できる) 回数が異なりますのでご確認ください。

区 分	利用できる回数	備 考
福祉制度による住宅改修支援制度		
介護保険法に基づく助成	限度額まで数回	
新冠町住宅改修費給付事業	原則 1 回	
新冠町社会福祉振興補助金	1 回	
住宅リフォーム助成金交付制度	1 回	
定住・移住促進制度	1 回	子育て世代住宅建設支援金と住宅建設資金利子補給は毎年 1 回申請で最大 5 年間利用できます
新エネルギー・省エネルギー導入促進制度		
住宅設備機器	同一年度 1 回	毎年 1 回申請で最大 5 年間利用できます
L E D 照明	同一年度 1 回	毎年 1 回申請で最大 5 年間利用できます

【お問い合わせ先】

○住宅のリフォームに関すること

保健福祉課保健福祉グループ (福祉担当・介護支援担当) ☎ 47 - 2113

建設水道課建設・管理グループ (住宅リフォーム助成制度担当) ☎ 47 - 2518

○定住・移住促進制度、新エネルギー・省エネルギー導入促進制度に関すること

総務企画課まちづくりグループ (定住担当・企画担当) ☎ 47 - 2498